

戸田市休日保育事業のご案内

※お申込みの前に必ず内容をご確認ください。ご理解いただいた上でお申込み・ご利用をお願いします。

1. 利用要件

- ◆ 戸田市内に居住している児童(特別支援保育対象の児童でないこと)
- ◆ 満10か月以上、小学校就学前の児童
- ◆ 同居している保護者のすべてが休日に就労等で保育が必要となる方
- ◆ 平日(月～土)に保育所での保育を必要としない日があること(平日通園している在籍園において代替休日を設けていただく必要があります)
- ◆ 集団保育が可能であること

2. 実施施設

こだま虹保育園(住所:戸田市新曽255-12 電話:048-229-0562)

※園へのお問合せは平日(月～金)午前10時から午後4時までをお願いします。

3. 利用定員

1日15名(内訳 0歳児2名、1歳児2名、2歳児2名、3歳以上児9名)

※お子様を安全にお預かりするため、予約状況(年齢等)によっては、お預かりできる人数が変更になる場合があります。

4. 利用時間

午前8時30分から午後5時30分までの間で、保護者の就労の勤務時間と通勤時間により決定。
(延長保育の実施はありません。)

5. ご利用までの流れ

- ① ご利用希望日の10日前までに、戸田市役所保育幼稚園課にて、1.申請書、2.同意書、3.健康カード、4.父母の就労証明書(休日に勤務することがわかる内容のもの。認可保育所在園中で、提出済みの就労証明書で休日勤務が確認できる場合は省略可)を提出してください。(郵送、FAX 不可)
- ② 内容を審査し、実施基準に該当する場合は利用決定通知書を郵送します。
- ③ 利用決定通知書がお手元に届きましたら、実施施設(こだま虹保育園)に連絡していただき、面接日の予約をしてください。お子様同伴の上、面接を行います。その際に予約方法やご利用にあたっての留意事項、持ち物等の説明があります。
※予約は利用希望日の前月 5 日午前 10 時から開始します。実施施設(こだま虹保育園)に電話してください。
※休日の出勤日が確定してから休日保育の予約をお取りいただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- ④ 休日保育のご利用前に、実施施設(こだま虹保育園)に就労証明書やシフト表などの書類を利用日の1週間前までに必ず提出してください。

- ⑤ 連絡カードは、利用日当日にご家庭で記入いただき、実施施設(こだま虹保育園)へ提出してください(お子様を安全にお預かりするために必ずご記入ください)。

お迎えの際に園での様子を記載したものを返却いたします。

(注)休日保育の必要性を確認するため、半期ごとに利用申請が必要です。

6. 利用料

1人1日につき2,000円(飲食代は別途かかります)

※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯及び教育・保育給付認定を受け市内の認可保育施設に在園している児童の利用料負担はありません(飲食代は別途かかります)。

※ お布団のリース代等がかかる場合があります。詳細は実施施設(こだま虹保育園)にご確認ください。

※ 昼食はお弁当を持参いただきます。哺乳、離乳食の場合、園でのミルク調合や離乳食の温め等は行っておりません。

7. その他

- ◆ 送迎は原則、徒歩または自転車にてお願いします。やむを得ず、お車にて送迎する場合は、近隣のコインパーキングをご利用ください(園駐車場及び路上駐車は絶対におやめください)。
- ◆ 年末年始(12月29日から1月3日まで)は休日保育を実施しません。
- ◆ キャンセルについては、わかった時点で速やかに実施施設(こだま虹保育園)に連絡してください。体調不良等により当日にキャンセルする場合は、午前9時までに連絡をお願いします。

※休日保育の適正な利用にご協力ください※

無断キャンセル、実施施設(こだま虹保育園)への提出書類(就労証明書やシフト表など)の未提出、送迎時間・送迎方法を守らない、平日に代替休日を設けていない等、休日保育利用にあたりルールを守っていただけない場合は、休日保育の利用登録が取消となる場合がございます。

なお、代替休日を設けているかについては、平日通園している在籍園に確認を取らせていただきます。

※ 労働基準法では、原則1週間に1日は休みを取ることとなっています。よって、休日保育を利用する場合は、平日(月～土)通園している在籍園において代替休日を設けていただきます。在籍園を含めて、7日間以上続けて登園した場合は、休日保育の利用登録が取消となる場合がありますのでご了承ください。

【お問合せ先】

〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1

戸田市保育幼稚園課 管理・給付担当

電話:048-291-9408